

## ■株主提案権に関する規律見直しに関するパブリックコメント

### 第5 株主提案権に関する規律の見直し

#### 1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】議決権数の要件を廃止する。（注1）

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数（注2）まで引き上げる。（注3）

（注1）定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。

（注2）具体的な個数については、「500個」とする考え方や、今後の投資単位の引下げ等も考慮して「1000個」や「1500個」とする考え方などがある。

（注3）①定款の定めがある場合には「300個」を一定の個数まで引き上げられるものとする考え方や、②【B案】により「300個」を一定の個数まで引き上げた上で、定款の定めにより更に引き上げることができるものとする考え方もある。

#### 【意見】

【A案】及び【B案】には反対します。

#### 【理由】

- 1 議決権数の要件は、令和元年改正法のパブリックコメント手続において、  
①個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがある、  
②株主提出議案数の制限によって株主提案権の濫用的な行使は一定程度排除できる、③議決権数の要件の見直しを基礎付けるだけの立法事実がない、との意見が多数で見直しがされませんでした。今回の改正に当たっても立法事実の有無について極めて慎重に検討する必要があります。
- 2 令和元年会社法が施行された以降に立法事実が生じた変化として、株主提案権の制度が導入された昭和56年当時の投資単位と現在の投資単位を比較

して、投資単位の引下げが行われてきていることに対応するべきであるなど指摘されていますが、部会資料においては、令和7年6月末日時点においても、株主提案権を行使するためには、東京証券取引所プライム市場においては約8400万円（約28万円×300個）、東京証券取引所市場全体においても約6000万円（約20万円×300個）の投資が必要です。議決権保有比率1%未満の株主による提案が約6割を占めるとされていることからすると、個数要件の廃止や大幅な引上げは、株主提案権を少数株主から奪うこととなります。投資単位を引上げ、現状変更を行うことは、大企業のためあるいは富裕層のための会社法改正であり、個人投資家軽視の強い印象を社会に与えることとなります。

- 3 議決権保有比率1%未満の株主の提案は、可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にあるなどとの指摘がありますが、少数者からの提案は、もともと大株主とは異なる視点からされるのですから、賛成が少ないことは当然です。また、議決権保有比率1%未満の株主による提案が可決された事例が1件あることは、少数者からの提案の合理性を裏付ける事情といえます。
- 4 個数要件の引上げは、数的に権利を認めない部分を拡大し、一定数に満たない少数者の権利を完全に否定することになるのですから、かような少数株主の議案提案を認めないことについて合理的な説明がなされない限り、安易に認めることは許されないと考えます。
- 5 したがって、【A案】及び【B案】には反対します。

## 2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、次の【A案】から【C案】までのいずれかによるものとする。

【A案】「8週間」の期間を延長する（10週間程度を想定している。）。

【B案】株式会社が一定の時期（株主総会の日から4か月前とすることを想定している。）までに株主総会の日を株主に対して通知（注1）した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間（3か月間とすることを想定している。）前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を

設ける。(注2)

【C案】現行法の規律の見直しをしない。

(注1) 上場会社か否かなど、株式会社の類型や規模に応じて、公告をもってこれに代えることができるものとするとも含めて引き続き検討する。

(注2) 【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しもする考え方もある。

【意見】

【A案】及び【B案】に強く反対し、【C案】に賛成します。

【理由】

- 1 現行法の規律は、定時株主総会の基準日以降のスケジュールを考えると、提案する株主側と対応する会社側の双方にとって実務上バランスのよいところに収まっています。

また、会社側に負担があることが指摘されていますが、提案株主側の事情にも配慮すべきです。株主は株主権行使のために個別株主通知手続を必要とするため、現行法の8週間前のさらに4週間前から株主権行使の準備を行う必要があるところ、証券会社によっては、なかなか個別株主通知済通知書が株主の手元に届かず、届いた時には既に2週間程度が経過しており、株主権行使の期間が残り2週間しかないという事態も珍しくはありません。【A案】及び【B案】には、このような株券廃止後の株主権行使の不自由さや株主の負担に関する検討がまったくなされていません。【A案】のように、株主提案権の行使期限の前倒しをすることになれば、株主は現行法よりもさらに前倒しして準備をしないといけなくなります。

- 2 大株主から支配権争いに絡んで株主提案が行われる場合、事前に会社と提案株主側が交渉をすることがありますが、あまりに期限を前倒しすると、そのような交渉の機会を奪ったり、減少したりすることになります。
- 3 【B案】は、株主総会の3か月前までの株主提案権の行使を必要とした場合、6月の定時総会で考えると、株主総会の議決権基準日である3月末日よりも前に株主提案権を行使することになってしまいます。そのため、基準日後に株式を譲渡した場合に株主提案権がどうなるのかといった問題が生じる

こととなります。

- 4 ほかに、①株式会社が株主に対して株主総会の日（予定日）を通知した後に、株主総会の日を変更することができるか、②変更することができる場合には、変更の際の株式会社における必要な手続や、株主提案（権）の行使期限はいつになるかについて手当が必要となります。
- 5 よって、【A案】【B案】ともに看過しがたい問題点がありますから反対です。法改正を行う立法事実はまったく認められず、【C案】に賛成します。

以 上